

登録品種の自家増殖に育成者権の効力が及ぶ植物について

平成31年 1月28日

農林水産省
食料産業局

登録品種の自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物種類の拡大（案）について

- 対象植物は登録品種の自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物の基準にもとづき選定
- 基準のBの類型（現在有効な登録品種がない植物）に該当する植物を選定
- 野菜、草花類、観賞樹で31種類が該当

選定植物一覧

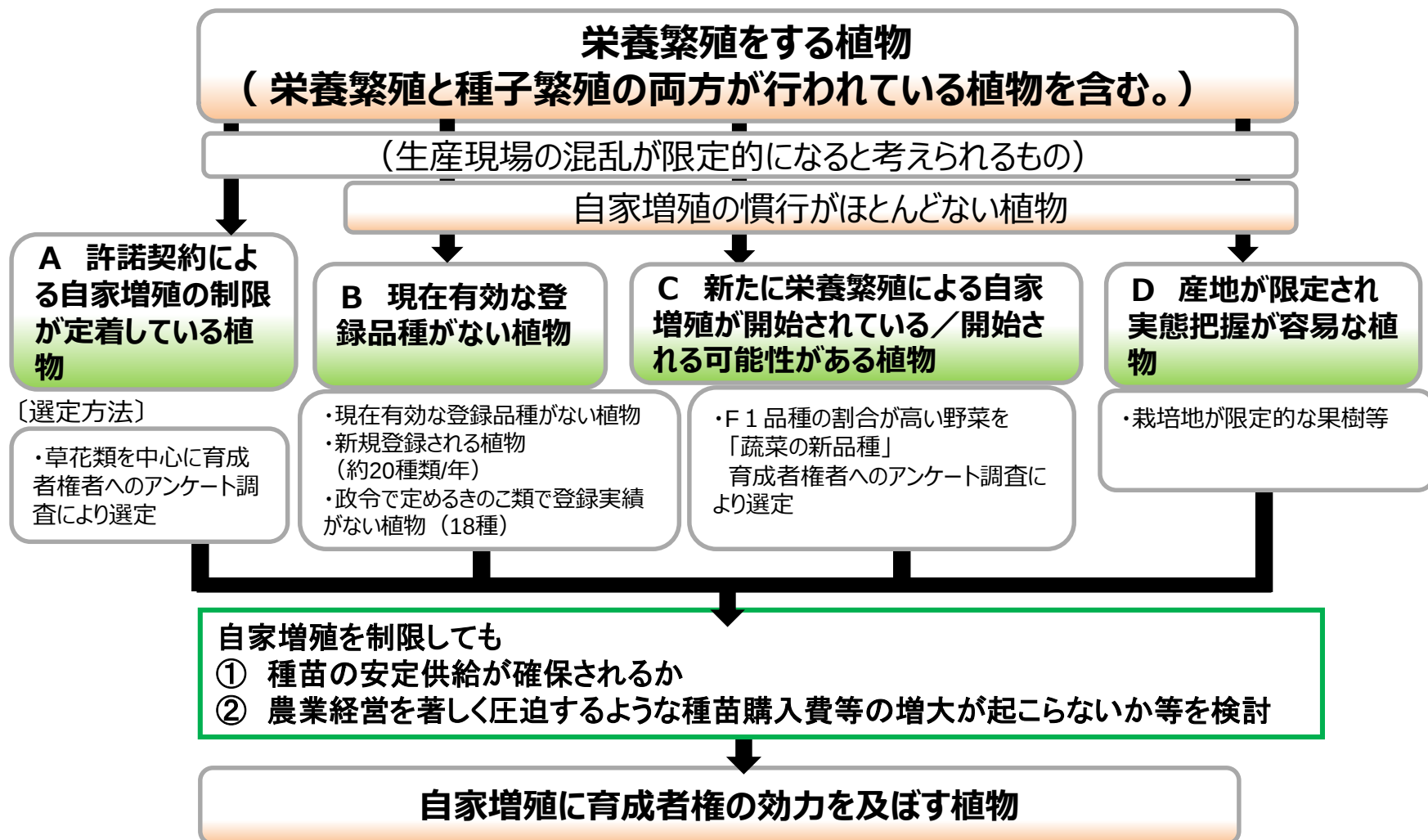
野菜	2 種類	シマツナソ種、ペピーノ種
草花類	17 種類	アゲラツム属、エピフィルム属、ガステラロエ属、クガイソウ属、シダルケア属、スキндаブス属、センノウ属、トウゴマ属、ノウゼンハレン属、ノギリソウ属、パラヘーベ属、ハンゲ属、ヒオウギ属、ヘレニウム属、メシダ属、ラシュナリア属、ロードキシス属
観賞樹	12 種類	アブティロン属、グミ属、サカキ属、ササ属、シキミ属、シェフレラ属、ショウジア属、センナ属、ソケイ属、テトラテカ属、バンクシア属、ブラシノキ属

（参考）種苗法施行規則別表第三に掲載されている植物種類数

	野菜	果樹	草花類	観賞樹	きのこ	計
現行	31	9	185	98	33	356

登録品種の自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物の基準

- 農業者の自家増殖に関する検討会において自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物の基準が合意
- 同基準に基づき育成者に対するアンケート等を行い候補植物を整理し、随時、対象植物を拡大



注：この図の整理にかかわらず、契約で別段の定めをした場合は、自家増殖に育成者権の効力が及ぶ。

○平成25年度「植物新品種の保護・活用に関する懇談会」報告

自家増殖に関する問題については、

- ・育成者権の効力を及ぼす植物の種類を増やすべき。
- ・品種保護の強化は必要だが、植物の種類ごとに慎重な検討が必要。
- ・育成者権者が種子の販売を別の業者に許諾している場合等においては、農業者と直接許諾契約をしていないので、契約による自家増殖の制限が困難。
- ・自家増殖に関する制度の農業者へのさらなる普及・啓発が必要。

以上を踏まえ、

現在までの実態把握の取組みを継続し、植物の種類ごとの実態を十分に勘案した上で、自家増殖に育成者権の効力が及ぶ植物の範囲の拡大について検討することが必要。

○平成27年度「自家増殖に関する検討会」における検討結果

自家増殖における検討会において、「登録品種の自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物の基準」について合意（基準）栄養繁殖をする植物で、

- ・許諾契約による自家増殖の制限が定着している植物
- ・現在有効な登録品種がない植物
- ・新たに栄養繁殖による自家増殖が開始されている／開始される可能性がある植物
- ・産地が限定され実態把握が容易な植物

○自家増殖に育成者権が及ぶ植物の範囲の拡大（制度改正）

基準に基づき対象となる植物を選定し、結果を本審議会で報告。定期的に「施行規則別表第三」に追加。

平成28年度は、生産者及び育成者権者に対するアンケート結果により自家増殖の制限が定着している植物及び有効な登録品種がない植物等209種類を追加。

平成29年度は、有効な登録品種がない植物（新規植物、登録満了）を中心に68種類を追加。

平成30年度は、有効な登録品種がない植物（新規植物、登録満了）31種類を追加予定。

種苗法登録品種の自家増殖の制限について

- 自家増殖とは、農業者が収穫物の一部を次期作付用の種苗として使用することをいう。
- 種苗法上は、一定の要件の下に農業者が登録品種を自家増殖することが認められているが、植物の新品種に関する国際条約（UPOV条約）上は、登録品種の自家増殖には原則育成者権が及ぶとされており、EU等の主要先進国の制度とも乖離している状況にある。
- このため、自家増殖については、植物の種類ごとの実態を十分に勘案した上で、生産現場に影響のないものから順次指定していくこととする。

種苗法

登録品種の自家増殖には育成者権が及ばない。
ただし、次のいずれかの場合には、育成者権の効力が及ぶ。

- ① 種苗法施行規則（別表第三）で定める栄養繁殖をする植物に属する登録品種の種苗
（トマト、バラ、しいたけ等356種類）
- ② 契約で別段の定めをした場合

UPOV91年条約における登録品種の自家増殖の取扱い

育成者権の範囲

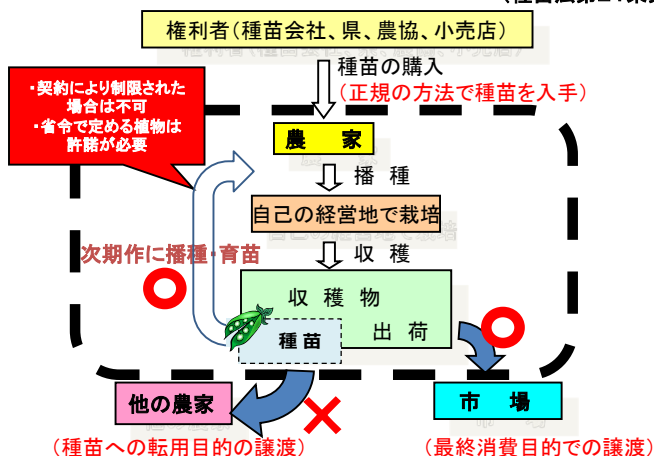
保護される品種の種苗に関する次の行為は、育成者の許諾を必要とする。

- ・生産又は再生産
- ・増殖のための調整
- ・販売の申出
- ・販売その他の商業目的による譲渡
- ・輸出
- ・輸入

（第14条（1））

各締約国は、合理的な範囲内で、かつ、育成者の正当な利益を保護することを条件として、自己の営農地において栽培して得た収穫物を、自己の営農地において増殖目的で使用するができるようにするために、いかなる品種についても育成者権を制限することができる。（第15条（2））

（種苗法第21条第2～3項）



○主要先進国における登録品種の自家増殖の扱い

国	自家増殖の扱い	例外作物
EU	自家増殖を認めていない（一部例外あり）	飼料作物、穀類、ジャガイモ、油料及び繊維作物
オランダ	自家増殖を認めていない（一部例外あり）	麦類、ジャガイモ
英国	自家増殖を認めていない（一部例外あり）	飼料作物、穀類、ジャガイモ、油料及び繊維作物
米国	（植物特許）	自家増殖を認めていない
	（品種保護法）	自家増殖を認める

種苗法第21条（育成者権の効力が及ばない範囲）

（第1項 略）

- 2 農業を営む者で政令で定めるものが、最初に育成者権者、専用利用権者又は通常利用権者により譲渡された登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種（以下「登録品種等」と総称する。）の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いる場合には、育成者権の効力は、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品には及ばない。ただし、契約で別段の定めをした場合は、この限りではない。
- 3 前項の規定は、農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物に属する品種の種苗を用いる場合は、適用しない。
- 4 （略）

種苗法施行令第5条

法第二十一条第二項の政令で定める者は、農業を営む個人又は農地法（略） 第二条第三項に規定する農地所有適格法人とする。

種苗法施行規則第16条

法第二十一条第三項の農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物は、別表第三に掲げる種類に属する植物とする。〈別表第3で、バラ、ナデシコ、トマト、しいたけ等356種類の植物を規定〉

UPOV91年条約 第15条

- （1）（義務的例外）（略）
- （2）（任意的例外）

前条の規定にかかわらず、各締約国は、合理的な範囲内で、かつ、育成者の正当な利益を保護することを条件として、農業者が、保護される品種又は前条（5）（a）の（i）若しくは（ii）に規定する品種を自己の経営地において栽培して得た収穫物を、自己の経営地において増殖の目的で使用するができるようにするために、いかなる品種についても育成者権を制限することができる。